

## 平成 26 年度第 8 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 27 年 (2015 年) 3 月 13 日 (金) 13 : 30 ~ 16 : 00

2 場 所 長野県庁 西庁舎 111, 112 号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 新姫川第六発電所建設計画に伴う環境影響評価方法書の審議 (第 3 回審議)

(2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫  
大 窪 久 美 子  
小 澤 秀 明  
片 谷 教 孝 (委員長)  
亀 山 章  
陸 齊  
佐 藤 利 幸  
塩 田 正 純  
鈴 木 啓 助

5 欠席委員 (五十音順)

富 樫 均  
中 村 寛 志  
中 村 雅 彦  
野 見 山 哲 生  
花 里 孝 幸

事務局  
吉澤  
(県環境政策課)

ただいまから、平成26年度第8回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境政策課の吉澤晃と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。富樫委員、中村寛志委員、中村雅彦委員、野見山委員及び花里委員から都合により御欠席という御報告をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくために、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長に議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

委員の皆様、年度末の御多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、(1)新姫川第六発電所建設計画に伴う環境影響評価方法書の第3回審議と(2)その他の2件でございます。本日の予定と配布資料について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局  
仙波  
(県環境政策課)

環境政策課環境審査係長の仙波道則と申します。よろしくお願いいたします。事務局から、本日の会議の予定及び御手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の予定ですが、議事(1)は新姫川第六発電所建設計画に伴う環境影響評価方法書の第3回審議となります。

最初に、前回委員会における審議で後日回答とされた部分と、前回委員会以降に追加でいただいた御意見に対する見解を事業者から説明いただきます。次に、新潟県における審議状況について事務局から説明した後、御議論をお願いいたします。続いて、技術委員会意見の取りまとめについて御議論をいただき、その後、議事(2)その他における審議を含めまして、遅くとも16時30分には会議を終了する予定としております。

次に、本日の会議資料でございます。会議次第にも記載のとおり、お手元に資料1から資料6を配布させていただいております。

資料1の「平成26年度第7回技術委員会(方法書第2回審議)及び追加提出の意見に対する事業者の見解」は、前回委員会において委員の皆様からいただいた御意見及び追加でいただいた御意見に対する事業者の回答をまとめたものです。補足説明のため、資料1-1から1-5を用意しております。

資料2の「方法書についての技術委員会意見等集約表(第2回審議分まで)(案)」は、第2回審議分までの委員の皆様の見解の要旨とその取扱について事務局がたたき台として案を作成したものです。

資料3は、資料1に示されている事業者の見解に対して、本日欠席の富樫委員から予め提出された御意見です。後ほど、資料1の審議を行う際に、事務局から説明させていただきます。

資料4は、新潟県の環境影響評価審査会における主な意見とそれに対する事業者の見解等について、本日の委員の皆様の見解の参考として取りまとめたものです。補足資料として資料4-1、4-2を添付しております。

なお、アセス法に基づく手続きとしまして、関係市町村である小谷村に対し、方法書に係る環境保全の見地からの意見を照会しておりましたが、特に意見の提出はございませんでしたので、本日の資料として提出していません。

資料5は、議事（2）その他において説明する予定ですが、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の環境影響に関する検討書に関しまして、環境大臣から国土交通大臣に提出された意見の写しです。

最後に資料6ですが、こちらも議事（2）その他において説明する予定ですが、長野県環境影響評価条例の見直しに関する資料です。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。御手元に資料は揃っておりますでしょうか。では、早速資料の説明をいただくことにします。資料1につきまして、事業者から御説明をお願いいたします。

事業者  
鷲澤

（黒部川電力  
株式会社）

資料1に関して、事後回答となっている部分及び追加質問に対する回答の部分について説明させていただきます。

No.3ですが、生物化学的酸素要求量の負荷量について、横川の負荷量も加えた予測評価を実施すべきでないかという御意見です。回答といたしまして、横川やその他の支川の負荷量については、現況調査結果に基づいて、下流の負荷量－上流の負荷量＝流入する支川の負荷量として算出し、低水流量に相当する負荷量を設定します。この負荷量を踏まえ、姫川下流側地点の水質予測を行います。

No.4ですが、河水の取水の影響を受ける流況変化区間は姫川第七発電所の放水口まで続くことを考慮して、評価すべきではないかという御意見です。これに対する回答ですが、現在、既設姫川第六発電所の最大取水量は27.82m<sup>3</sup>/sです。今回計画している新姫川第六発電所の最大取水量は30.0m<sup>3</sup>/sです。また、下流の姫川第七発電所の最大取水量は49.0m<sup>3</sup>/sという状況です。現在、既設姫川第六発電所の放水についても、姫川第七発電所の導水路に直結している状況であり、姫川第七発電所は最大取水量に満たない分、姫川より河川維持流量を確保した上で取水しているという状況です。新姫川第六発電所が運開後、姫川第七発電所の最大取水量以上の水については、姫川第七発電所取水設備より姫川へ放水されることとなります。よって、新姫川第六発電所取水堰堤から姫川第七発電所取水堰堤の間は、これまで姫川を流下していた河水が新姫川第六発電所の導水路を経由して流下することとなります。この区間において流況変化が生じますが、姫川第七発電所の取水量には変更がありませんので、姫川第七発電所取水設備より下流の流況については影響を及ぼすものではありません。

No.5ですが、流量の減少により何らかの影響が確認された場合、供用後の事後調査などの対応については、どのようにお考えかという御意見です。これに対する回答ですが、本事業に起因し、下流の水質調査結果に変化が現れた場合等、何らかの影響が確認された場合には事後調査を実施することといたします。

No.6ですが、土壌汚染に関連いたしまして、導水路の工事の掘削の際、同じ蛇紋岩でも岩の様子が変わったなどの兆候があれば、注意して対応願いたいという御意見です。掘削の際、蛇紋岩帯の岩質に明らかに変化が見受けられた場合などは適正に対応いたします。

No.8ですが、こちらについては補足資料1-1から1-5を添付しておりますので、最後に御説明させていただきます。

No.9ですが、植物についての御意見です。植生が一見何もないところに、非常に珍しい植物が生育している場合もあることを意識願いたいという御意見です。こちらについては、現地調査の際に留意して調査をいたします。

No.12ですが、既設の取水口の魚等の生物の迷い込みについて把握することを検討願いたいという御意見です。回答といたしまして、施設の維持管理上の自然環境への配慮として、施設の点検時に魚類の迷い込みがないか目視で調査することといたします。

No.14ですが、新潟県でもレッドデータブックが改訂される予定なので確認願いたいという御意見です。平成26年12月に改訂された新潟県第二次レッドリスト（鳥類編）を確認しましたので、準備書の時点で反映します。

コンサルタント  
関原  
(株式会社東北  
開発コンサルタ  
ント)

No. 15ですが、水生生物の現地調査を行う際に、目視で釣り人の状況も確認することを検討願いたいという御意見です。これに対する回答ですが、魚類、底生生物の現地調査を行う際、調査地点から確認できる範囲において、釣り人の状況等を目視で確認いたします。

それではNo. 8の部分について説明します。No. 8の事後回答の部分ですが、意見の要旨というところで、地形地質の予測・評価を実施しないのであれば、方法書段階の審査において「地すべりの分布と計画との関係」、「蛇紋岩の分布」、「糸魚川静岡構造線との関係」を補足資料で示すことという御意見をいただいております。これらの「地すべりの分布と計画との関係」、「蛇紋岩の分布」、「糸魚川静岡構造線との関係」につきまして資料1-1から1-5で御説明させていただきます。

まず、資料1-1の「地すべりの分布と計画との関係」になります。この資料につきましては、方法書の方にも添付させていただいております。この図面の中に、国土交通省地すべり防止区域、農業地すべり防止区域、林業地の地すべり防止区域の3種類の区域を色分けして記載しております。これに今回の計画線を重ねたものでございます。ここでは、取水口側で国土交通省地すべり防止区域内を導水路の一部が通過するという計画になっています。

続いて、資料1-2の「蛇紋岩の分布」を御説明いたします。こちらは、今回の新姫川第六発電所の計画線上の水路の地質縦断面図を示したものです。蛇紋岩の分布につきましては、この図の中で紫色の部分になります。左側が取水口で、資料1-1にて導水路の一部が地すべり防止区域を通過することを御説明いたしました、その区間がこの坂巻地すべり防止区域というところですが、この下に赤い点線が入っていますが、これが導水路の計画の高さです。この坂巻地すべり防止区域に小さい字で土被りが示されていて、左側が141mで、右側の大きい土被りの方が250mです。これが蛇紋岩の分布の状況でございます。

資料1-3と1-4は、今回計画している導水路のトンネルの断面図です。資料1-3の上段にある上流1種という断面が描かれていますが、これが資料1-2の図の坂巻地区の地すべり防止区域の下の蛇紋岩部を通過するトンネルです。この区間においてはNATM工法を用いて掘削し、下流部についてはTBM工法で掘削するという計画です。

続いて、「糸魚川静岡構造線との関係」です。各種文献を調査しました結果を資料1-5に記載しています。まず、糸魚川-静岡構造線活断層系ストリップマップで文献に記載の内容をここに記載しています。糸魚川-静岡構造線活断層系は、長野県北安曇郡小谷村から山梨県にかけて連続する活断層群で、神城、松本盆地、牛伏寺、岡谷等の各断層セグメントが図示されています。この図の中の黄色い部分が、活断層系と言われているところです。上記の範囲については詳細な断層情報を得られていますが、断層帯北部の小谷村から糸魚川市と断層南部の静岡県については、明らかにされておりません。この図面の下にもうひとつ文献の記載を載せてあります。日本列島のインバージョンテクトニクスで、糸魚川-静岡構造線の最北部のセグメントは、西頸城山地において盆地内堆積物を標高3000mまで押し上げたすえ活動を停止し、変動地学的にはもはや活断層とは認定できないという記載がありました。次のページで、その他の文献として表層地質図（土地分類基本調査 新潟県1997）より、「断層」を抽出して示しています。ただし、この断層が活断層であるとは限りません。対象事業実施区域周辺の断層の状況を資料1-5の3ページ、4ページに示します。これにより対象事業実施区域周辺には、断層は見られますが、工事対象範囲に重なる断層は見られませんでした。また、もうひとつの文献として新潟県地質図2000年版で、これから活断層の断層関係を抽出しました。その結果、導水路の南側に断層が交差する部分が見られました。3ページ目が、表層地質図から断層を抽出したものでございます。少し不鮮明でしたので、上からトレースしておりますけれども、黒い線が断層と読み取れます。御覧のとおり、この図面では対象事業の範囲に断層は見られません。次の資料ですが、新潟県地質図です。中央に今回の事業範囲の取水地点から土捨場まで、赤色の点線を入れています。こちらにも断層をトレース

していますけれども、取水地点の上の部分に1本断層が横切っているのが確認できません。活断層について、今回計画している水路を横断するようなものについては、確認されませんでした。

資料1-1から1-5までの説明は以上ですので、資料1の方へ戻ります。先ほどの地すべり防止区域の関係ですが、新潟県の資料では、導水路が通過する地すべり防止区域において、各種地すべり対策事業が実施されております。現在、地区内において地すべりに起因すると思える新たな変状は認められていません。この地すべり区域内のすべり面の深さですが、最大地表面からマイナス50m程度ということになっており、各種文献によれば、一般にトンネルとすべり面との離隔が、トンネル径をDとして2D以上、先ほど、トンネルの計画断面を説明しましたが、この地すべり防止区域のトンネル計画断面につきましては、 $D=4.89\text{m}$ でございますので、2Dは約10mとなります。離隔が20m以上ある場合、影響はないとされているものが多く、本計画地に置き換えますと、土被りは141m程度と十分な離隔を確保しております。既設の導水路につきましても、既にこの付近を通過している訳ですが、これまでに変状は見られないということや、計画地を直接横断するような活断層も認められなかったことから、本計画に係る影響は軽微であると考えています。施工にあたっては、蛇紋岩部を通過するということもありますので、切羽観察等により地山の状況を把握いたしまして、必要な安定対策を実施することとしています。No. 8の説明は以上になります。

片谷委員長

ありがとうございました。

質問や御意見は後ほどまとめてお受けすることといたしまして、先に資料4につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
仙波

資料4の「新潟県環境影響評価審査会からの主な意見に対する事業者の見解等」を御覧ください。こちらは、新潟県における本技術委員会と同様の条例に基づく審査会1の中で審議された内容を、新潟県から提供を受けたものです。本案件の審査は、第1回審議の際に御説明したとおり、新潟県とも連携をしながら進めており、こちらの技術委員会の資料も新潟県に提供しております。では、資料4の内容を簡単に説明したいと思います。

No. 1ですが、事業計画のうち森林伐採についての質問であり、森林伐採が行われるのは、発電所地点が15,000㎡、土捨て場地点が20,000㎡という説明です。

No. 2ですが、これは本技術委員会の第1回審議での御指摘と同様の内容でして、取水量が増加することによって河川水の水量がどのように変化するかという質問でございます。

No. 3も同様でして、本日の資料1の小澤委員の追加質問に関連する部分にもなりますが、減水区間についての説明がなされています。

No. 4の大気質ですが、こちらは第1回の審議の中で野見山委員から指摘があった内容と同じですが、土砂の運搬や建設機械の稼働に伴って発生する粉じん等について、土砂の粉じんより粒子の小さい浮遊粒子状物質を対象にするべきではないのかという御意見です。こちらは、車両の運搬台数は1日あたり最大125台であり、現状の国道148号線の平均台数4,000台に比べて比較的小さく、建設機械については低公害型建設機械の使用促進を図る計画としており、影響は軽微であると考えているため、浮遊粒子状物質は調査対象にはしない計画であるとの回答であり、本技術委員会での回答と同様となっています。

No. 5ですが、水質に関しまして、コンクリート工事で発生するおそれのある高アルカリ性の排水についての質問です。こちらについては、最大でpHは10程度になり、中和処理施設を設置して、排出基準を満たすよう管理するという回答です。

No. 6ですが、こちら第1回の審議の中で鈴木委員や陸委員から御指摘があった内容と同様でして、魚類、底生生物の調査を取水点や放流点だけでなく中間地点でも行うべきでないかという内容です。水質についても同様の指摘となっています。こちら

の回答も、本技術委員会への回答と同様に、水質については中間地点での調査は考えていないということですが、魚類、底生生物については濁水期も含めて、中間地点での調査を実施するという回答になっています。

No. 7ですが、こちら第1回の審議の中で梅崎委員から御指摘いただいた内容と同様に、蛇紋岩等から重金属が出るおそれがあり、そういった影響についても考慮すべきではないかということです。回答も同様でして、地質調査を実施した結果、すべて基準値内であり、実際の工事に当たっては対応を検討していくという内容になっています。

No. 8も土壌汚染の関係で、前回の審議の中でも事業者から御説明がありましたが、ボーリングコアを用いて含有量検査や溶出量検査を行いました。特に問題の無い結果であり、また、今後の調査の結果によって土壌汚染対策法の規定に基づいて適正に対処するという見解をいただいております。

No. 9から12にかけて地形・地質の関係で、こちらは富樫委員の方から御指摘いただいた内容と共通する部分もあります。例えばNo. 9では、深層崩壊の危険性を踏まえた上で、検討すべきではないかという内容になっています。No. 10については、地震が施設に与える影響についての御指摘であり、No. 12については、地すべりに関する御指摘も出ているという状況です。

地形・地質については、新潟県の技術指針において、国の主務省令と同様に重要な地形・地質を環境要素として扱うこととしており、本県のように地形・地質を基本的な環境要素として扱うこと、あるいは土地の安定性という観点から評価するという形にはなっていない状況です。しかしながら、審査会の中では、当県で指摘されたような同様の問題意識で、このような指摘がなされている状況です。

No. 13ですが、前回中村雅彦委員から御指摘があった内容と全く同じですが、新潟県側でレッドリストが改定されているので、それを反映した内容にしてほしいということです。

No. 14の景観ですが、景観についての影響は少ないと考えているという内容です。

No. 15の触れ合い活動の場ですが、第1回の審議の中で鈴木委員から釣り人の利用はどうなっているのかという御指摘がありましたが、それと同じ内容です。第1回の審議の際にも片谷委員長からお話をいただきましたけれども、添付資料の中の資料4-1を見ていただきますと、この地域の148号線のほとんどがスノーシェッドで覆われています。この148号線の黄色い部分がスノーシェッドの部分で、取水地点から下流部のほとんどがスノーシェッドに覆われており、人が立ち入れるところは非常に限られているということが分かります。

No. 16ですが、新潟県側に設けられる発生土の土捨て場についてです。想定量が20万 $m^3$ 、処分用地については2ha程度の面積に高さ最大で10m程度で保管予定とのことです。

No. 17は、土捨て場に捨てた土砂の保管方法についてですが、適正な法面勾配を設け、転圧して、その後は緑化処理を実施するという方法について説明されています。

No. 18の廃棄物等で、20万 $m^3$ の残土について、取水口側は6万 $m^3$ 程度、発電所側は14万 $m^3$ 程度発生するという内容で、この内容は県機関からの意見に対して回答いただいている内容と同じでございます。時期別の想定量についても回答がなされており、これが資料4-2になりますので御覧ください。工事着手が平成30年12月と想定されておりますが、別の箇所の回答でもありましたように1日あたりの運搬車両が最大で125台で、工事の進捗に合わせてこのような形で推移していくということです。

No. 19のその他ですが、昨年11月に起きた地震による施設の被害について質問が出ています。これについては、被害は無かったということ、既設の導水路についても設置から80年経過しているけれども、特段の被害や変状はなかったということ、今後も地震への配慮をしていくことが見解として示されています。

資料4については以上です。

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 片谷委員長                          | <p>ありがとうございました。では、資料1と4の御説明をいただきましたので、順を追って質問や御意見を承りたいと存じます。まずは、個々の御質問を発言された委員に伺いまして、それに関連する御質問や御意見を他の委員の皆様から御発言いただければと思います。</p> <p>では、資料1の順番に沿って進めてまいります。事後回答が出ている項目だけですので、最初がNo.3になります。No.4も小澤委員からの意見ですので、併せて小澤委員いかがでしょうか。</p> |
| 小澤委員                           | <p>No.3の支川の負荷量について、直接計れない箇所については「下流の負荷量－上流の負荷量＝流入する支川の負荷量」として算出する考えとのことですが、この「下流」、「上流」の地点は、方法書4-34ページにある「第4-2-5図 水質調査地点（現地調査）」に改めて設定するという考え方でしょうか。</p>   |
| 片谷委員長                          | <p>事業者からお願いします。</p>  |
| コンサルタント<br>（上越環境科学センター）<br>花 溪 | <p>方法書4-34ページに水質調査地点が示してありますが、上流側については調査地点が2箇所ございますが、1地点は第六発電所の取水堰より上流と、下流に1地点ずつ水質調査地点を設けてあります。</p> <p>下流側は小滝川の合流地点手前に水質調査地点を1地点設けてありますので、こちらの下流側の負荷量から取水堰の下流側の負荷量を引き、途中地点の負荷量を計算することを現在考えています。</p>                              |
| 小澤委員                           | <p>そもそも予測する地点は下流地点であるべきと思いますが、その負荷量を予測するための流入負荷量を下流の負荷量の実測値から算出するというのは、実測と予測の流入負荷が独立していないと思いますがいかがでしょうか。</p>   |
| コンサルタント<br>花 溪                 | <p>現状で、横川を初め支川が何点かありますが、実質、立ち入るのがかなり厳しい状況でありまして、現況調査の結果から月1回の頻度で水質調査を行いますが、その都度、支川の負荷量分を算出し、その中で低水流量分の負荷量を設定して予測することを考えています。</p>   |
| 小澤委員                           | <p>予測地点は、「第4-2-5図 水質調査地点（現地調査）」の下流の緑色の調査地点でしょうか。</p>   |
| コンサルタント<br>花 溪                 | <p>水の汚れの予測なので、減水区間が水の汚れの影響が予測される範囲になりますが、最も影響が出る場所ということで、下流地点を予測地点と設定したいと考えています。</p>   |
| 小澤委員                           | <p>そこについては、その地点より上から入る負荷量の完全混合での予測を考えられていると思いますが、そこに入る支川からの負荷量を予測地点の負荷量そのものから算出できるのでしょうか。</p>  |
| 片谷委員長                          | <p>現況の調査をして、下流から上流を引き算した分が、支川から流入してくる分であるという仮定を置くわけですが、それは支流を直接計測できないので、支川から流れ込んでくる負荷量は将来も変化しないという仮定を置いて予測に使うという意味ですか。</p>   |
| コンサルタント<br>花 溪                 | <p>そのとおりです。</p>  |
| 片谷委員長                          | <p>本流は工事によって変化しますが、支川は現況の引き算で算出したものが、将来も工事中も供用後も変化しないという仮定で予測に加えますという意味であれば、それほど</p>   |

不合理とは思いませんがいかがでしょうか。

小澤委員

資料4-1 減水区間の現況で確認させていただくと、支川の調査自体がなかなか難しいと思いますので仕方ないと思いますが、支川の流入の負荷も予測手法で記載されていますので何らかの形で対応いただければと思います。

片谷委員長

支川の調査は危険を伴い、実質的には行うことができないので、上流と下流の差は4本の支川から入ってきたものであり、それは将来変化しないという仮定を置くという方法を、図書の中でその理屈をきちんと説明していただくことは大事なことだと思います。

しかし、それを上回る要望を予測の中に取り込んでほしいということは難しいと思います。当然ながら支川から流入してくるものが、毎年一定であるという保証はどこにもありませんが、当然、気象条件の年々の変動もあり、変化はあり得ますが、そこは一定と仮定するという意味です。

小澤委員

No.3については、現実を踏まえた対応でよろしいと思います。

片谷委員長

方法書以降の図書には、その辺の方法論はきちんと記載していただくということで、よろしく願います。では、No.4いかがでしょうか。

小澤委員

事後回答で「姫川第七発電所取水設備より下流の流況については影響を及ぼすものではありません。」と記載してありますが、時期的に水が少ない場所の影響を考慮すると姫川第七発電所取水設備より下流も影響を受けているのではないのでしょうか。

事業者  
鷺澤

水が少ない時の流況の変化ということで考慮しますと、新姫川第六発電所運転開始前では既設姫川第六発電所の放流量で足りない水量は、姫川第七発電所取水堰堤から取水していましたが、その分は新姫川第六発電所の導水路を流れた部分から取水することになりますので、現状においても姫川第七発電所取水堰堤下流側については維持放流プラス支川の流量があり、新姫川第六発電所運転開始後においても同じ流量が流れることとなりますので、流況の変化はございません。

小澤委員

河川の水は新姫川第六発電所の導水路を経由して、姫川第七発電所の取水口に完全に流入することになり、新姫川第六発電所で取水する水量は姫川には戻らないことになるのではないのでしょうか。

事業者  
鷺澤

姫川第七発電所の取水量以上の水量は、現状においても運転開始後においても姫川第七発電所の取水堰堤より下流側に流れます。取水量の変更はありませんので、姫川第七発電所の取水できる以上の水量においては、これまでも運転開始後も同じ水量が流れます。

片谷委員長

要は導水路の中を流れようが、姫川を流れようが水量は一緒ということですね。

事業者  
鷺澤

姫川第七発電所の下流の水量は一緒ですが、そこまでの経由については導水路を流れることとなります。

片谷委員長

現状で、姫川を流れている水量の一部が新姫川第六発電所の導水路を流れる、つまり流路が変わるだけであり、姫川第七発電所の下流においては流量の変化を及ぼさないということです。

小澤委員

導水路に流れる水量分だけ、姫川自体も減水するということですか。



|           |  |
|-----------|--|
| 事業者<br>鷺澤 | 姫川第六発電所の堰堤から姫川第七発電所の取水堰堤設備の間においてはそうなります。   |
| 片谷委員長     | 姫川第六発電所の放流口より下流は現状と同じであるということですね。  |
| 事業者<br>鷺澤 | そのとおりです。   |
| 鈴木委員      | 途中で水がなくなる限り水量は同じです。  |
| 片谷委員長     | 蒸発すれば減少しますが、そのようなことはなく、水はタービン等の運転には使用していますが、他の用途で使用していないので水量の変化はなく、導水路と発電所を通過しようが姫川を流れようが、それより下流に流れる水量は同じということです。  |
| 鈴木委員      | 導水路を流れることにより、自然流量と比較して蒸発量が減少するので、かえって水量が増加するのではないのでしょうか。   |
| 小澤委員      | そういう意味ではそうだと思いますが、要は導水管を流れる水量が増加するのであれば、自ずと姫川の水量が減少すると思います。  |
| 片谷委員長     | 姫川第六発電所区間内においては減少しますが、今、議論しているのは姫川第七発電所取水口下流の水量なので、それについては姫川第六発電所放流口より下流なので水量の変化はないということになります。   |
| 事業者<br>鷺澤 | 説明不足であった点があったと思いますが、姫川第七発電所取水堰堤より下流については、そちらの導水路を流れる水量については、これまでと変更はありませんので、今まで以上に下流の導水路に水を流すことはできないということです。<br>それ以上の水量は、これまでどおり姫川第七発電所取水堰堤下流を流れることとなります。  |
| 小澤委員      | 資料4の新潟県環境影響評価審査会のNo.3の意見「第六発電所取水点以降は全て減水区間になるということか。」に対して「そのとおりです。」と事業者の見解がありまして、私もそのとおりと思ったのですが違うのでしょうか。  |
| 事業者<br>鷺澤 | どこまで減水区間と見るかという語句の説明においては、国土交通省の考える減水区間はシリーズ発電をしている場合は一番上流の発電所から下流側までの区間を減水区間という言い方をします。<br>我々が維持放流等を検討する場合においては、姫川第六発電所の取水堰堤から下流の姫川第七発電所の取水堰堤までを減水影響区間として「減水検討区間」と称しており、その間の維持放流等の検討を行うという意味合いで資料4は記載してあります。                |
| 片谷委員長     | 新潟県のNo.3の表現が、国土交通省の用語の使い方が混じっているのが分かりにくいですが、国土交通省の取扱上は減水区間になるけれども、少なくとも姫川第六発電所及び新姫川第六発電所の影響という意味においては、それより下流は減水区間にならないということです。<br>何しろ水を流しているからですから、導水路の中に流そうが姫川に流そうが流量は一緒で、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、むしろ蒸発が減少する分だけ下流の流量は増加するということです。 |
| 小澤委員      | 国土交通省の用語という意味がよく分かっていないのですが、水が減少したところで   |

は負荷の予測計算を一応行うという考え方を当てはめたほうがいいのかという意味で申し上げました。

片谷委員長 資料1のNo.4の回答は放流点より下流の水量には影響を与えないので、その予測をする必要がないということです。姫川第七発電所による影響は、このアセスの対象ではありませんから、姫川第七発電所が取水する水量の変更があれば当然影響は変わりますが、それは今回の事業とは関係がないので考慮しろとは言えないと思います。

小澤委員 今、委員長がおっしゃった観点からすれば、そういうことかなと思いますが、実際起きている現象から見れば特に維持流量を確保するくらいの川の水量である時期は、下流まで影響が出る気がします。

片谷委員長 姫川第六発電所の導水路を流れようが、姫川を流れようが、下流に流れる流量は同じです。渇水期であろうが何であろうがトータルの流量は変わりません。導水路の中に水を溜め込むなら流量は変わりますが、導水路の中も常に流れているので流量は変わらないと思います。姫川第七発電所が運転を変えない限りは、姫川第七発電所下流の流量の変化はありません。現況どおりであるという説明で妥当だと思います。

小澤委員 分かりました。この回答で結構です。

片谷委員長 梅崎委員どうぞ

梅崎委員 同じことになりましたが、取水した水の流量と排出する水の流量が必ず一緒なのかということだと思います。その間に一時的に貯留して流すなどの作業はないということですね。

片谷委員長 それは事業者に御回答いただきましょう。

事業者  
鷺澤 流れ込み式の水力発電所でございますので、自然流下している水を貯めこむというような機能はございません。流速においては導水路の方が早くなりますが、流量については変化ありません。

片谷委員長 ありがとうございます。No.3、4については他の委員からの御発言がありましたら承ります。よろしいでしょうか。  
それでは次に進みます。No.5は佐藤委員の御意見ですが、いかがですか。

佐藤委員 特に問題ありません。

片谷委員長 No.5については事後調査の対応についての検討を申し上げましたが、影響が確認されたら事後調査を実施するという御回答ですので、これでよいかと思えます。  
ではNo.6になりますが、こちらについては富樫委員からは特に御意見はありませんか。

事務局  
仙波 特にございません。

片谷委員長 佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 No.6の回答の中で、「変化が見受けられた場合は適正に対応します」としていますが、適正にとは具体的にどのようなことをするのですか。

|           |  |
|-----------|--|
| 事業者<br>鷺澤 | 現在検討しているのは、掘削土に対して前回自主検査を行ったものと同様に重金属の含有量検査と溶出量検査を行いたいと考えております。  |
| 片谷委員長     | 佐藤委員いかがでしょうか。  |
| 佐藤委員      | 成分を調べるということですね。分かりました。   |
| 片谷委員長     | 他にご意見はございますか。<br>それでは次にまいります。No. 8 につきまして、富樫委員から追加の意見が出ておりますので、そちらを事務局から御紹介いただいてから他の委員の御意見を伺うこととします。   |
| 事務局<br>仙波 | 資料3をお願いします。方法書についての欠席委員からの意見として、他の欠席委員の方も含めて何か御意見があれば寄せていただくようお願いしておりましたが、富樫委員から No. 8 の事業者見解についての御意見をいただきましたのでその内容を御説明します。<br>全部で4項目ありまして、資料1のNo. 8の補足資料に対しての内容がNo. 1から3、全体に対しての意見がNo. 4になります。<br>No. 1は、資料1-1の地すべりの関連について、方法書にも記載されている第3-2-12図を改めて添付していただいておりますが、多数存在する地すべり地の一部について、法令で指定された範囲を示す資料なので、地すべり分布図と地すべり防止区域は同一のものではないという御指摘です。長野県の技術指針で述べているような基本的な自然状況の把握のために、地すべり防止区域だけでなく計画地周辺に存在する地すべりの分布図を示し、対象事業計画との関係についての説明が必要なのではないかということです。<br>No. 2は資料1-2のトンネル地質縦断図と地質関連の図についてです。ひとつは水路地質縦断図の凡例が分かりにくいので一般の住民にもわかりやすいような説明が必要ではないかという内容です。それから、特に蛇紋岩が問題になっているわけですが、それについての性状や事業計画との関係について、もう少し詳しく説明する必要があるという内容です。<br>No. 3は資料1-5の断層関連についてですが、ひとつは糸魚川 - 静岡構造線と糸魚川 - 静岡構造線活断層系は混同されることが多いのできちんと分けて説明してほしいということです。また、昨年11月に地震があった地域のため、住民の関心も高いと思われるので、地震と断層及び事業計画の関係について一般の人にも分かりやすく説明すべきではないかという内容です。<br>No. 4では、No. 1～3で指摘した内容については基本的な説明であるということを考えれば、不十分な箇所をしっかりと整理し、環境影響評価準備書に記載した方がよいのではないかという内容です。また、その記載の内容によっては、地形・地質を評価項目に加えて判断していく必要があるのではないかということです。現時点では、地形・地質の項目を評価項目から除くことに対する説明は不十分であるということで、委員とすれば評価項目に加えて、準備書できちんと説明をするのが現時点で最も合理的な対応ではないかという御意見をいただいております。以上です。 |
| 片谷委員長     | ありがとうございます。ではこの件につきまして他の委員から御意見を承りたいと思います。鈴木委員どうぞ。   |
| 鈴木委員      | 資料1-5の4ページ目では、取水地点から少し下ったところで断層が交差しているという内容が読み取れます。資料1-2の地質断面図だとその内容が記載されているようには見えませんが、これについて説明願います。   |

|                |  |
|----------------|--|
| 片谷委員長          | 事業者からお願いします。   |
| コンサルタント<br>花 溪 | 表層地質図から抽出した断層位置図というのですが、こちらは 1997 年に新潟県が出された土地分類基本調査になります。その次に 4 ページの 2000 年 3 月に新潟県地質図が作成されています。これらは発行年度が異なります。また、地図の縮尺も異なりますので、取りまとめた年代も異なります。出典資料にこのように記載されているということを示しております、われわれの推測等を記載しているわけではありません。   |
| 鈴木委員           | 2000 年 3 月に出された資料の方が新しいということですよ。これはまさに地質から認定された断層を示しているわけですから、それがなぜ資料 1-2 の図面に記載されていないのかということです。   |
| コンサルタント<br>関 原 | 資料 1-2 の地質縦断面図の坂巻地すべり防止区域の終わりの部分に緑色の縦の線が記載されているかと思いますが、おそらくこれが地質図に示されている断層であろうと考えております。  |
| 鈴木委員           | 分かりました。そうするとこれは導水路をきることになりますよね。そうすると富樫委員がおっしゃるとおり、全く影響がないというのは考えられないので評価項目に加えるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。   |
| 事業者<br>鷺 澤     | 導水路の計画ルート上に断層が見受けられる点についてですが、これは活断層ではないということは把握しています。ただし、施工上は問題となると思われるので、補助工法を用いてトンネル工事を行う計画としております。  |
| 鈴木委員           | 活断層というのはいつ活動してその後活動していないかというので決まっています。しかしながらここは地質的に明らかに断層であり、そこを掘れば水の流れも変わることになりますし、影響がないということは言えないのではないかと思います。  |
| 片谷委員長          | 私の予想ではおそらく計画ルートのすぐ横に現況のトンネルがありますので、事業者は 80 年もの間影響が出てきていないから問題ないという判断をしていると思われますが、そのような理解でよろしいですか。そうであれば、この地点は新潟県になりますからここで強く予測・評価を行うように求めるのは難しいように思えます。あとは新潟県の御判断に任せられた方が良くはないかとも思いますが、他の委員の皆様が長野県としても予測・評価の項目に加えるべきだということであれば、そのようにいたします。他の委員の御意見はいかがでしょうか。梅崎委員は御専門に近い分野ですので是非御意見をいただきたいと思っております。 |
| 梅崎委員           | 工事に対して支障がある内容を踏まえて指摘するのも、この委員会でやるべきだと思いますが、本来の検討は環境影響評価ですので、先ほどおっしゃられたように水の流れやそれが地表の植生等に影響するかどうかというのが本来の検討項目ではないかと考えます。委員長が言われたように、工事は十分注意して対策を取りながら実施すること、というのは意見としてありますが、検討項目の対象は新潟県側にありますから、最終的には新潟県にお任せするのが良いのではないのでしょうか。  |
| 片谷委員長          | 資料 4 を確認しますと、新潟県の審査会においても「地すべり」という単語は出てきますし、新潟県の技術指針は地すべり等への考慮については明記されていない中でも、意見は出ております。こちらでそのような断層の影響について懸念する意見が出ているということは新潟県に伝わるわけですので、後は新潟県の審査会がどう対応されるかということなのかなと思っておりますがいかがでしょうか。  |

|           |   |
|-----------|---|
| 鈴木委員      | 伝われば結構でございます。   |
| 片谷委員長     | これは後ほど資料2の意見の整理の部分で議論させていただきますので、とりあえず現時点では資料1、3、4の審議においては新潟県に最終的な判断をお願いするということにしたいと思います。<br>では、No.9です。佐藤委員いかがでしょうか。  |
| 佐藤委員      | 結構でございます。   |
| 片谷委員長     | それからNo.12ですが、魚類の迷い込み等について、小澤委員から御指摘があり、事後回答が出ておりますがいかがでしょうか。  |
| 小澤委員      | この回答で結構だと思います。  |
| 片谷委員長     | 配慮していただくということですので、よろしく申し上げます。<br>No.14は中村雅彦委員の御意見で、御欠席ですが、御指摘のとおり対応しますということで、事務局にも特に追加の意見はありませんね。では、こちらは問題ないとさせていただきます。<br>最後にNo.15の触れ合い活動の場で、私が発言した内容になりますが、どのぐらいの釣り人がどこで釣りを行っているのかという情報を現地調査の際に確認していただけるということですので、これで良いかと思います。<br>それでは一通り確認してまいりましたが、全項目を通しまして何か御意見はありますか。それでは資料1、4につきましてはこのようにさせていただきますが、今までの議論の中での内容又は、方法書全体の内容について御意見、御質問ありましたら承りますがいかがでしょうか。<br>特に御発言はありませんので、方法書審議の意見等をまとめる審議に入っていきたいと思っております。<br>では、資料2について事務局から御説明をお願いいたします。   |
| 事務局<br>仙波 | 資料2の、方法書についての技術委員会意見等集約表(第2回審議分まで)(案)を御覧ください。<br>こちらは、委員の皆様から第2回審議後の追加意見までにいただいた御意見、御質問等を集約したものであり、全部で9ページ43項目となっております。それぞれの区分について、簡単に御説明いたします。<br>「意見要旨」の欄は委員の皆様からいただいた御意見、御質問について、第2回審議の資料1と本日の第3回審議の資料1に記載した内容を整理したものであり、関連する一連の御発言等については発言回に拘わらずまとめて整理しております。<br>「事業者の説明、見解等要旨」の欄についても、各回の資料1における「事業者からの説明、見解等要旨」として記載した内容を、参考として再掲したものです。<br>「取扱」の欄には、それぞれ御意見等についての取扱を事務局案として記載しております。それぞれの区分の意味については、表の上段に注)として記載しておりますが、「意見」とは、技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見であり、知事意見の作成に反映されるものです。<br>「参考意見」については、今回の案件に限って設けたものですが、主として新潟県内の環境への影響に係るものと考えられる、環境保全の見地からの意見で、新潟県環境影響審査会の事務局に伝達するものです。<br>「記録」とは意見、参考意見以外のもので、会議の中で事業者の確認のため説明を求めた内容等について記録に残し、事業者に伝えるものです。<br>なお、通常、「指摘事項」の区分を設け、環境部長指摘事項の作成に反映しておりますが、今回の案件は電気事業法の特例として、知事意見は経済産業大臣に述べること |

になります。制度的に環境部長指摘事項を事業者に伝えることが難しいため、指摘事項の区分は設けておりません。

「意見等」の欄には、技術委員会意見、参考意見とする内容について、事務局案をお示しております。これらの「取扱」及び「意見等」欄の記載については、あくまで事務局によるたたき台であり、本日の前段で行われた御審議も踏まえまして、この場で御議論をお願いいたします。

それでは、事務局案として意見及び参考意見とさせていただいた項目を中心に、説明申し上げます。

まず、2ページのNo.7ですが、全般に関して塩田委員から、オリジナルの文献の使用と、新たな科学的知見を反映した最新の技術手法の採用について御意見をいただきました。メリハリのある環境影響評価の実施や精度の高い図書の作成という観点から重要ですので、意見として「環境影響評価の実施に当たっては、新たな科学的知見を取り入れた最新の技術手法の利用に努めるとともに、文献や資料等についてはオリジナルまでさかのぼって引用し、その出典を明記すること。」とさせていただきました。

次に、No.8で、大気質に関して野見山委員から「工事中車両の運行や建設機械の稼働に伴い発生する粉じんについて、浮遊粒子状物質（SPM）も調査対象にすべき。」との御意見をいただきました。通常は、粒子の大きい土砂粉じんだけでなく、SPMについても評価項目とする例が多いですが、大気質の調査は新潟県内のみで予定されていますので、No.9の片谷委員長の御意見も踏まえる形で、参考意見として「工事中資材等の搬出入及び建設機械の稼働により発生する粉じん等において、浮遊粒子状物質（SPM）を調査、予測及び評価の項目に加えることを検討すること。」とさせていただきました。

次に、No.11の大気質に関して片谷委員長から「大気・気象の観測地点について、地形や建屋の影響が最小となるような地点選定が必要である。」との御意見をいただきました。大気・気象のデータは、予測評価のベースとなる重要なデータですが、現地調査は新潟県内のみで予定されていますので、参考意見として「大気質及び気象の状況の現地調査においては、地形や建物の影響が最小となる地点を適切に選定すること。」とさせていただきました。

続いて3ページをお願いします。No.14で水質、動物に関して鈴木委員から「取水量、取水日数の増加に伴い、減水区間において維持流量のみとなる日数が増加し、水質や魚類、水生生物に対する影響が懸念されるので調査を実施すべき。」との御意見をいただきました。姫川の減水区間における水質への影響が懸念される場所ですので、No.15の佐藤委員の御意見も集約する形で、意見として「姫川からの取水量及び取水日数の増加に伴う減水区間の流況の変化による水質への影響を把握するため、中間地点においても水質の調査地点を追加し、予測、評価を行うこと。」とさせていただきました。なお、魚類や底生動物に対する影響については、後ほど説明するNo.28で整理しております。

続いて4ページをお願いします。No.16で水質に関して小澤委員から「減水区間の流況の変化に伴い、姫川に流入する支川の負荷量についても予測評価を実施すべき。」との御意見をいただきました。先ほども御議論があったところですが、姫川の減水区間における水質の変化を適切に予測評価する上で必要と考えられますので、「姫川の減水区間の流況変化を考慮すると、支川による負荷量の影響が相対的に大きくなるため、横川など影響が大きいと考えられる支川について水質や流量に係る現地調査を実施し、より精度の高い予測評価となるよう努めること。」とさせていただきました。しかし、支川の調査は現実的に難しいということであれば、先ほどの御議論も踏まえまして、意見にするのは強すぎるということもありますので、その点について御議論いただけたらと思います。例えば、No.14の中間地点の水質の把握を1点追加することでも、データが増えることによってNo.16の意見を満たすという対応もあるかと思えます。

次に、No.18で水質、土壌汚染に関して梅崎委員から「トンネル残土に自然由来の重金属等が含まれていた場合の水質等への影響を調査すべき。」との御意見をいただいております。トンネル掘削が蛇紋岩帯で行われるので、そうした影響が懸念されますが、土地の改変や土捨場の設置はすべて新潟県側で行われますので、No.19の富樫委員の御

意見と5ページのNo. 20の片谷委員長の御意見も集約する形で、参考意見として「トンネル掘削や土地造成において、発生土に自然由来の重金属等が含まれるおそれがあるため、工事現場及び土捨場の周辺地域における河川、地下水等への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。」とさせていただきます。

続いて5ページをお願いします。No. 21、22で地形・地質に関して富樫委員から「長野県技術指針マニュアルを踏まえれば、地形改変を伴う事業であれば『地形・地質』を評価項目に加えるべきであり、加えないのであればその理由を合理的に示すべき。」との御意見をいただいております。この部分は、本日の欠席の富樫委員から追加の御意見をいただいておりますので、取扱等の欄は記載しておりません。本日の前段の御議論を踏まえ「意見」と「参考意見」のどちらとして述べるのか、長野県内の影響を考慮して御議論をいただきたいと思っております。

続いて6ページをお願いします。No. 24で植物に関して大窪委員から、長野県のレッドデータブックが昨年度改訂されているので、それを踏まえた調査を行うこと。また、国交省が実施している「河川水辺の国勢調査」のデータも使用して調査結果を整理するよう御意見をいただいております。こちらは、7ページのNo. 33の動物編のレッドデータブックに関する中村寛志委員の御意見と、9ページのNo. 39の新潟県の最新版のレッドデータブックに係る御意見を集約する形で、意見として「植物、動物及び生態系について、長野県、新潟県の最新版の「レッドデータブック」や国土交通省の「河川水辺の国勢調査」を確認し、調査、予測及び評価を行うこと。」とさせていただきます。

6ページにお戻りください。No. 25、26で植物に関して佐藤委員から、事業実施区域における希少種の存在や、減水区間の河床等に希少種の調査について御意見をいただいております。こちらはNo. 27の大窪委員の御意見を集約する形で、意見として「事業実施区域の周辺には、イチョウシダ・アオチャセンシダ・トガクシデンダ・ミヤマシシガシラ・ヤシャビシヤク等重要な種や群落が生育している可能性がある。また、流況が変化する姫川の減水区間においても希少種が生育している場合があるので、こうしたことを考慮の上、適切に現地調査を実施し、予測及び評価を行うこと。」とさせていただきます。

続いて7ページをお願いします。No. 28で動物に関して鈴木委員から「取水量、取水日数の増加に伴い、減水区間において維持流量のみとなる日数が増加し、魚類、水生生物に対する影響が懸念されるので調査を実施すべき。」との御意見をいただきました。No. 29の陸委員の御意見も集約する形で、先ほど説明したNo. 15の水質に係る内容と同様に、意見として「姫川からの取水量及び取水日数の増加に伴う減水区間の流況の変化による影響を考慮し、中間地点においても魚類、底生生物の生育及び生息環境の状況について適切に把握できる調査地点を追加し、予測及び評価を行うこと。」とさせていただきます。

次に、No. 31、32で、動物、植物に関して中村寛志委員から、取水地点周辺におけるヒメギフチョウ、ギフチョウの生息について御意見をいただいております。こちらは意見として「取水地点周辺において、絶滅危惧種であるヒメギフチョウ、ギフチョウが生息しているため、食草の生育状況を含めて適切に調査を実施すること。」とさせていただきます。

続いて8ページをお願いします。No. 34、35、36で動物に関して佐藤委員から、魚道を利用する魚類への配慮と調査の実施について御意見をいただいております。また、No. 37では小澤委員から、取水口や放流口における魚類の迷い込み対策について御意見をいただいております。こちらはCSRの一環としての施設の維持管理上の環境配慮としても重要と考えますので、意見として「魚道を利用する魚類への配慮や、取水口や放流口からの魚類の迷い込みの防止についても、施設の維持管理上の環境への配慮として重要であるため、クリーンエネルギーを商品とする環境配慮企業におけるCSRの一環として、調査を実施することを検討すること。」とさせていただきます。ただし、この内容は評価項目に加えるということではなく、例えば準備書の事業計画等の中に上記の内容を盛り込んでいただくといった対応を想定しております。

続いて9ページをお願いします。No. 40 で植物、動物、生態系に関して中村寛志委員から、県の環境影響評価技術指針を踏まえた対応を求める御意見をいただいております。地域特性を考慮した、より適切な手法で環境影響評価を実施することは重要ですので、リニア中央新幹線の際の方法書に対する知事意見も参考に、全般に関する意見として「環境影響評価の実施にあたっては、地域特性を考慮し、主務省令のほか「長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）」、「長野県環境影響評価技術指針（平成10年9月28日長野県告示第476号）」等の内容を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。」とさせていただきます。一般的な内容にさせていただきますので、先ほど議論がありました地形・地質の部分の対応も、広い意味ではここで意見として申し上げるという位置づけになろうかと思えます。

No. 41 で触れ合い活動の場について鈴木委員から「姫川の減水区間で釣りが行われているのであれば、触れ合い活動の場における検討項目に加えるべき。」との御意見をいただいております。No. 42 の片山委員長長の御意見も集約する形で、意見として「姫川の減水区間内における釣り人の活動状況を確認し、『人と自然との触れ合い活動の場』の調査項目に加え、予測及び評価を行うことを検討すること。」とさせていただきます。

最後になりますが、No. 43 で片谷委員長から「土捨場への運搬車両の通行ルートにおける、歩行者や地元車両の安全の確保も重要な環境配慮事項である。」との御意見をいただきました。こちらは広い意味での環境配慮として重要な事項ですが、新潟県側の話になりますので、参考意見として「国道148号から分岐した先の土捨場への走行ルートは、幅員が狭い区間があり、一部には人家が沿道にあるため、住民の歩行や地元車両の通行上の安全確保について、十分に配慮すること。」とさせていただきます。

以上、検討中のものを除いて、意見として10項目、参考意見として4項目となる形でまとめさせていただきます。最初に申し上げたとおり、こちらはあくまで事務局によるたたき台ですので、これを元に御議論いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

片谷委員長

意見集約のための御意見を承ります。今回は特に順番は定めません。

最初に資料2のNo. 21、No. 22 がグレーの空欄になっていますが、先ほどまでの議論で、影響を受ける場所が明らかに新潟県であることと、今、事務局からの説明がありましたようにNo. 40 が一般的な意見という扱いにして、たぶん知事意見の冒頭に入りますが、動物・植物・生態系だけに限る話ではなく、長野県の技術指針を十分に踏まえて予測・評価を行うことという指摘の中に、富樫委員の御指摘も含まれているという判断が可能であろうということが理解できました。ついては、これを参考意見とし、No. 40 における総括的な意見の中においても含める扱いでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特に御異論がございませんので、富樫委員から更に強い御要望がなければ、意見としてはNo. 40 に含まれており、更に内容としては参考意見として新潟県にお伝えして新潟県の審査会の御判断を仰ぐという扱いで進ませていただくことになりますので御了解ください。

それ以外で事務局から判断を求められましたものにNo. 16 があります。これは小澤委員の御意見に基づくところですが、「現地調査を実施し」というところが現実的にできそうになく、現況は下流側の負荷量から上流側の負荷量を引き、流入する支川の負荷量を計算し、それは将来も変わらないという仮定の基に予測に入れる方法で対処したいという回答を既にいただいております。小澤委員においてはどのような記載にしたほうがよいでしょうか。「現地調査を実施し」という箇所を出来そうにないので、「支川について影響を考慮し」でどうでしょうか。

小澤委員

現実を踏まえれば現地調査は難しいので抑えた表現でよろしいかと思えます。

片谷委員長

では、事務局よろしいですか。「現地調査を実施し」という文言を削って「支川について影響を考慮し」という表現に直すということではよろしいでしょうか。鈴木委員どう



ぞ。

鈴木委員

事務局からも話がありましたが、No. 14 で意見として「中間地点においても水質の調査地点を追加し」と記載がありますが、例えば横川が合流する下流の水質・水量を測定すれば、上流の調査との差し引きで横川の状況が確認できます。「水質の調査地点を追加し」の部分で、「水質と流量の調査地点を追加し」と記載してもらおうと小澤委員の意見も反映されるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

片谷委員長

事業者から見て技術的な問題はありますか。中間での流量測定が可能であれば、4本の支川一括ではなく分けた予測が可能となり、より精度を高めることができると思います。事業者で対応は可能でしょうか。

事業者  
鷺澤

今考えている中間地点では、冬期は難しいと思われま。

片谷委員長

冬期に積雪等の影響でできない場合は止むを得ないので、可能であれば計測していただくということを意見として入れておくことにします。当然、調査を実施する方の安全確保は重要な問題であり、技術委員会が要求した調査を実施するために調査をする方が遭難したということは是非避けていただきたいので、季節的な問題でできなかった場合は図書に記載していただければよいと思います。No. 14 に鈴木委員の御提案に沿って「流量」も追加して記載させていただくことにします。少なくとも支川については直接計測できなくても、ひとつ情報量が増えることとなります。

事業者  
尾崎

先ほどの河川の流量の計測につきましては、冬期の降雪期には難しいと申しましたが、渇水期は人間が入り計測可能ですが、豊水期は計測ができないので渇水期のみ可能ということをお願ひいたします。

片谷委員長

安全・技術面において可能な範囲で計測をしていただくのが趣旨です。文言としてそこまで記載することは別として、事業者サイドの判断として実施できないことを図書に記載していただくので、もちろん良いと思います。細かい文言は事務局で検討してください。

特段の検討を求められた事項については以上ですが、各委員の皆様の御意見の取扱いについて、又は意見の表現について御意見ありましたら承ります。

特に御意見がありませんので、この事務局（案）において了承いただけるということでもよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

では、この後、集約表に基づいて知事に対する技術委員会意見にするかというところですが、文言の修正等が入りましたので、資料2の修正版を事務局から送付していただき、各委員の皆様に御確認いただいた上で、最後に私が確認し、技術委員会意見の確定という順番にしたいと思います。最終の部分に関しては、いつもお願いしていますが、委員長に御一任いただくということでもよろしいでしょうか。では、御了解いただけましたので、最終確認は私と事務局との間でやらさせていただきます。

では、今後の手続きについて事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

事務局  
仙波

今後の手続きについて申し上げます。今、委員長から説明いただいた方向で調整させていただき、「技術委員会意見」が確定され次第、委員長名で県知事あてに御提出いただくとともに、委員の皆様には御報告いたします。

知事は、技術委員会意見に基づき、本案件の場合は電気事業法の特例として、経済産業大臣に方法書に対する知事意見を述べます。経済産業大臣は知事意見を勘案し、今回長野県側ではありませんでしたが、住民等からの環境保全の見地からの意見に配慮して方法書を審査し、事業者に対する「勧告」という形で行うこととなります。その際には、

長野・新潟両県の知事意見が、添付されるという扱いになります。

事業者は知事意見を勘案するとともに、住民等からの環境の保全の見地からの意見に配慮し、経済産業大臣の勧告を踏まえまして、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、環境影響評価を実施することになります。その後、調査、予測及び評価の結果や環境保全措置などを記載した準備書の作成へと手続きを進めることとなります。事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。以上で議事（１）新姫川第六発電所の方法書に係る審議は終了となります。事業者から一言ございましたらお願いいたします。

事業者  
小田島  
（黒部川電力  
株式会社）

1月15日より3回にわたり技術委員会にて御審議いただきました。大変、お疲れ様でした。今回、新姫川第六発電所建設計画につきましては、弊社でも三十数年ぶりの水力発電所の開発計画として、既設設備等を利用しながら、再生可能な自然エネルギーの有効活用の観点から進めている次第でございます。これからも環境に配慮し、計画を進めてまいりたいと思います。本日出席いただいております委員会の皆様方には、心より感謝申し上げます。事業者を代表しまして御礼の挨拶とさせていただきます。本日は大変お忙しいところありがとうございました。

片谷委員長

この後、議事（２）その他がありますが、その前に休憩をとりたいと思いますので、事業者の皆様はここで御退出いただいて結構です。大変、お疲れ様でございました。

（10分休憩）

片谷委員長

では、皆様お揃いになりましたので、再開させていただきます。議事（２）のその他について、資料は５と６になりますが、事務局から御説明をよろしく願います。

事務局  
仙波

資料５を御覧ください。「中部横断自動車道（長坂～八千穂）の環境影響に関する検討書に対する環境大臣意見の提出について」ということで、前回、前々回と中部横断自動車道の計画段階環境配慮書としてみなされる書類に関して御説明させていただきましたが、3月5日付けで環境大臣から国土交通大臣に対する意見が提出されましたので、これについて簡単に御説明したいと思います。

12月の技術委員会の際にも見ていただきましたが、簡単な内容でしたので、環境省としても詳しい意見を言うというのが難しい内容であったと思います。長野県としては、環境省への意見を任意の形で提出し、環境省の担当官を現地調査に御案内して説明するなど、可能な範囲内で対応してきました。資料５の別紙が、環境大臣意見の具体的な内容です。前文の中ほどで「山梨県側のルート帯の設定においては、比較案のA案又はB案のいずれにおいても、住居を極力回避し、気象な動植物の生息・生育地かつ優れた眺望景観を有する八ヶ岳山麓から極力距離を置くなど、概略ルートの位置に関する環境配慮が一定程度なされている。」という記載がありますが、裏を返せば、長野県側のルートではなされていないということだと思えます。

そのような中で、「1. 対象事業実施区域の設定」において「環境保全上重要と考えられる以下の区域について、事業の影響を極力回避低減するよう検討すること。特に、以下の区域に複数該当する地域については十分配慮すること。」とされており、①から⑪まで挙げられています。これについて環境省の担当官からは、特に松原湖及びその周辺地域を想定した内容であるとの説明を受けています。

その他の内容については、一般的な内容になっているかと思えますので説明は省略させていただきますが、この内容を踏まえて、方法書以降の手続きを行うこととなっています。

今後のスケジュールですが、環境大臣意見がアセス法に基づく45日以内という期限ギリギリの3月5日に提出されました。国土交通大臣意見の期限が90日以内となって

いますが、早ければ今月中に国土交通大臣意見が提出されまして、そうなりますと6月以降に方法書が出てくるかと思えます。したがって、来年度の技術委員会の最初の案件が、この中部横断道の方法書審査になろうかと思えます。現地調査等を実施しながら進めてまいりますので、委員の皆様にはよろしくお願いいたします。ある程度日程が見えてきた段階で、早めに調整したいと思えます。資料5については、以上です。

片谷委員長

では、今の御説明に対して、御質問や御意見を承ります。

皆様御覧になれましたが、移行措置ということで、配慮書とみなされる書類で実際には配慮書の体裁を成していないようなものが提出されました。しかし、これは移行措置ですので、止むを得ないところがあります。本格的には方法書以降で、この技術委員会としての意見を出していくことになると思えます。

6月というのは、ある程度見えているのですか。

事務局  
仙波

早ければということですので、実際にこの技術委員会で審議するのは7月以降だと思います。

片谷委員長

ということは、本日の後、しばらくこの技術委員会の開催は無いということですね。ただし、この中部横断の審査が始まりますと、かなり多くの問題点が出てくるかと思えますので、現地調査も含めて、委員の皆様には御負担をおかけすることになるかと思えます。

他に何か御質問や御意見はありますか。

実際に方法書が提出されないとなんも分からないので、それ以降にじっくり取り組むことにいたしましょう。

特に御発言がありませんので、次に、資料6にいきたいと思えます。

事務局  
仙波

それでは、資料6の「長野県環境影響評価条例の見直しについて」という資料をお願いいたします。こちらにつきましては、3月4日の2月定例会の一般質問で、知事がメガソーラーへの対応に関する質問への答弁の中で、条例の見直しを検討していくことを表明いたしました。新聞記事の写しについては委員の皆様には送付しましたが、事務方としても急な話でございまして、事前に連絡できなかったことは大変申し訳なく思っております。今回、環境影響評価条例の見直しに関して、メガソーラー対応も含めて、いくつか検討している内容がございますので、現時点での方向性ということで本日説明をさせていただきます。

資料6の「1 条例見直しの必要性」で(1)から(3)まで3点記載しています。(1)として、環境影響評価条例と環境影響評価法により環境影響評価制度を一体的に運用するために進めてきましたが、平成25年4月1日にアセス法が改正され新たな仕組みが導入されたことから、それに合わせて条例についても所要の改正を行う必要があること。(2)として、昨年度大変お世話になりましたリニア中央新幹線の環境影響評価では、沿線7都県と連携しながら手続きを進めましたが、リニアの様な法対象事業に対する条例の適用等の規定において、他都道府県と比較して不十分と考えられる点が明らかになったため、条例の規定の見直しを行う必要があること。(3)として、メガソーラーなど従来想定していなかった種類の事業による大規模な開発が行われることにより、森林の伐採等に伴う環境への影響が懸念されるため、こうした社会状況の変化等に適切に対応することが可能となるよう、条例の対象事業の種類や規模の見直しを行う必要があること。以上3点です。

「2 条例見直しの主な検討項目」では、今申し上げた条例見直しの必要性の(1)から(3)に沿って整理をしています。「(1)法改正に伴う対応」ですが、この中で一番大きな項目は「①計画段階環境配慮書手続の導入」です。平成26年7月現在ですが、20都道府県で導入されています。詳しくは、次のページの別紙1を御覧ください。計画段階環境配慮書制度は、事業の計画変更が可能な早期の段階において、事業の位置、規

模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行う「計画段階環境配慮書」を作成・公表し、意見聴取を行うことにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減することを目的としています。環境影響評価法では平成 25 年 4 月 1 日より導入されており、先ほどの中部横断自動車道は経過措置が適用される案件として扱われました。【参考】の部分に手続きの流れがあります。今は方法書手続から始まっていますが、その前の段階で配慮書の手続きが導入されることとなります。他の都道府県ですが、表に示されているように要綱での実施も含めると、20 都道府県で既に導入済みであり、既に条例改正されて施行待ちなのが奈良県と熊本県であり、それを合せて 22 都道府県で導入ということになっています。約半分の都道府県で導入されている状況の中で、長野県としても導入に向けて検討したいということで考えております。

資料 6 に戻りまして、その他の法改正に伴う対応といたしまして、「②方法書段階における要約書の作成及び説明会の開催の義務化」、「③環境影響評価図書電子縦覧の義務化」、「④事後調査報告書の公表の義務化」です。②と③は、行政指導というかたちですが、②は基本的に事業者の方は対応していただいております、③は県のホームページへの公表という形で県が行っておりますので、実質的には対応しているのですが、条例上の規定でもしっかり位置づけようということです。④については、現在、事務的にも実施していないところですので、規定を整備して実施していかなければいけないという部分です。

次に、「(2) 他都道府県を参考に導入」ですが、一番大きな項目は「①法対象事業に係る条例手続の適用」です。県の条例では法対象事業に対して条例の規定が適応されているのは、この技術委員会審議をして知事意見を述べるという規定、それから公聴会の実施の 2 点だけになっています。他の都道府県においては、事業着手届や事後調査報告を求めるなどの条例の規定を法対象事業に対しても求めているのは、記載のとおり 36 都道府県にのぼっています。また、立入検査や報告聴取、条例に従わない場合の勧告・公表という条例の規定も、記載の 31 都道府県では法対象事業に適用しているということです。この部分を見直しを検討したいと考えています。要するに、条例対象事業は法対象事業よりは規模が小さいものですが、今の本県の条例の規定ですと、小さい規模の方が厳しい規定が設けられていて、法対象事業の規定の方が甘くなっている部分が存在しているので、できるだけ同じレベルで適用していきたいと考えています。

「②方法書に係る住民意見に対する事業者の見解の提出」ですが、これはそれほど多くの都道府県で導入されている訳ではありませんが、リニアの案件の際に山梨県では、こうしたことが規定されているので方法書段階でも住民意見に対する事業者見解を求めることができました。方法書段階では内容が固まっていない段階での話になるので、検討していく必要はあるかと思いますが、これも検討の内容の一つに含めたいと考えております。

「③事後調査」の関係ですが、長野県の規定が少し弱いというところがあります。例えば事後調査計画書の作成、提出、公表の部分ですが、本来であれば評価書までの段階でかなり明確なところが出てまいりますので、改めて事後調査計画書を作成しなくても、評価書の記載内容で十分ということでこの辺りは定めてはいませんでした。しかし、評価書の段階でも計画が具体化していない案件も想定され、リニアの場合は、こうした内容について知事意見の中で求めておりますが、条例で位置づけるということも検討したいと考えております。また、事後調査報告書については、公表するだけでなく住民意見の提出を求め、さらに知事意見も出すという規定まで定めているところもございます。事後調査というのは、アセスの手続きの中でも重要な部分ですので、少し規定を整備する方向で検討したいというところです。

「(3) 対象事業の種類、規模の見直し」です。「①一定規模以上の土地の改変」というのが、今回のメガソーラーへの対応として考えている部分です。これについては、別紙 2 の「他都道府県における条例対象事業の状況」を御覧ください。上に記載されている 16 道府県では、事業の種類を問わないで一定規模以上の土地の改変があれば対象とするという決め方をしています。下の(参考)ですが、メガソーラー設備を工場又は事

業場としてみなせる規定があり、工場又は事業場の用地の造成等としてメガソーラーが対象となる 12 県を示しています。富山県が上と下でだぶっておりますので、何らかの形で要件が合致すれば、メガソーラーを現在アセスの対象にできるのが併せて 27 道府県となります。規模については、第 1 種事業と第 2 種事業で違いはありますが、概ね 20ha から 50ha くらいの規模で決めているところが多いです。次のページで、長野県の条例の場合を示していますが、中ほど以降が土地の改変事業ですが、例えば工業団地や住宅団地、別荘団地の造成やゴルフ場、スキー場など何を目的に造成するのかということすべて決めておまして、こういったものに当てはまらなければ、新たな開発事業が出てきた場合に対応できないということになります。今後も、メガソーラーと同様の新たな種類の開発事業が出てくるということも否定できませんので、事業の種類を問わないものも対象とするような規制の仕方も検討したいと考えております。

資料 6 に戻りまして、「②風力発電」については、法に先駆けて、長野県は条例対象事業にしましたが、その後法改正で条例と同じ規模が法対象事業になっている状況です。これについては、不都合がある訳ではなくて、条例が同じ規模であれば法の規定が適応されるということですが、そういった状況であること踏まえて検討したいと思えます。「③地熱発電」ですが、これは長野県では現在対象としていません。既に 25 都道府県が導入していますが、長野県は地熱発電のポテンシャルは高いですので、法律の対象になっているものより更に小さいものを条例アセスの対象にするべきかどうかというところを検討していきたいと考えております。「④送電線路」ですが、これは長野県周辺の岐阜県や山梨県など対象事業としているところが多い状況でして、大規模な送電線ですと都道府県をまたいで設置されることが多く、隣接の県では条例アセスの対象となるが、長野県では対象とならないという状況もありますので、これについても検討したいと考えています。

「3 今後の進め方」ですが、知事の答弁の中でも申し上げましたが、平成 27 年中の条例改正を目途に検討を行う予定です。本来であればこの技術委員会の中で議論しながら進めたいのですが、時間的にも難しいので、事務局としては技術委員会の中に専門委員会を設けて検討したいと考えております。アセスや法律の専門家や市町村の代表の方、事業者の方の 5 名程度を専門委員に委嘱し、集中的に審議を行いまして、経過についても御連絡しながら、最終的な結果を技術委員会の場で御報告する形を予定しておりますが、専門委員会の設置について本日御了承いただけたらと考えております。

事務局からは以上です。

片谷委員長

では、本日の段階で了承いただきたい事項というのは、最後の専門委員会の設置の件ですが、その前に条例見直しの計画全般に関する御質問や御意見がありましたら承ります。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

1 番最初のところで、配慮書手続というのが導入されるということですが、これは必ずどの事業にも行われるのですか。

事務局  
仙波

県の対象事業の中で、第 1 種と第 2 種に分かれておまして、第 2 種事業というのはアセス手続を行うかどうか判定するという事業なのですが、法の中でも第 2 種事業については任意となっています。条例の第 2 種事業については、判定手続でアセスが必要となった場合は、配慮書手続からやらせるのか、法と同様に任意にするのかは検討の余地がありますが、今のところ第 1 種事業に該当するものであれば、すべて配慮書手続から実施するというように考えています。

片谷委員長

若干、補足をしますと、最も新しいアセス条例は相模原市ですが、公共事業だけが配慮書の義務付け対象になっております。民間事業は、義務ではないということです。こういった選択肢もあります。

他にいかがでしょうか。亀山委員どうぞ。

亀山委員

今回ここに記載されていないですが、環境項目について、例えば電磁波や光害等の項目を追加するということはあるのでしょうか。例えば、中部横断道が作られるところに電波天文台があります。この天文台を作った頃に、県のアセス要綱を作っていました。野辺山は電磁波が薄く空が綺麗なため、あの位置に天文台を設けたので、そういうことに配慮するのは長野県らしくていいのではないかという意見を40年前に主張して全く通りませんでした。環境省としては、光害についてガイドラインを作るところまではやってきましたが、そういったことも検討してみてもいいのではないかと思います。環境項目というのも一度見直してみる必要があると思います。

片谷委員長

今の件は事務局いかがですか。

事務局  
仙波

先ほど、説明が足らなかった部分があるのですが、改正全般については専門委員会で行い、その後に検討結果を本委員会に報告した後、技術指針や技術指針マニュアルの改正について本委員会で審議します。技術指針や技術指針マニュアルの改正についての審議はこの本委員会での審議事項になりますので、今のところ年内の改正ということになれば、9月から11月頃の技術委員会と併せて、今亀山委員がおっしゃった内容も含めて、検討していきたいと思います。本日欠席の中村寛志委員からも、生態系の評価の仕方が画一的過ぎて見直す必要があるのではないかという、御意見もいただいております。そういったことも含めて、検討してまいりたいと思います。

片谷委員長

技術指針で対応できることはそれでよいのですが、予測評価項目の大項目は条例の別表に載っていたのではないですか。

事務局  
仙波

長野県の場合は、技術指針に委ねています。技術指針の環境項目の中に入っていないことは亀山委員の御指摘のとおりですので、技術指針を検討する中で新しい環境項目として追加する場合は、さらに細かい内容を技術指針マニュアルで規定するという決め方になります。

片谷委員長

条例改正の検討の段階では、それはペンディングのままです。これは、それ以降の本委員会の審議で対応しましょう。

先ほど事務局から提案がありました専門委員会の設置ということに関して、委員会の下部組織として設置するという扱いのようですので、この委員会で承認をすることが必要ですが、よろしいでしょうか。

御異論がございませんでしたので、専門委員会の設置は本委員会として承認されたという結論とさせていただきます。途中経過が報告されてきますと、委員の皆様からそれに対する意見を出していただくこともあるかと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

他に特に御発言がありませんので、本日の議事はこれをもって閉じさせていただきます。事務局お願いいたします。

事務局  
吉澤

本日の技術委員会をこれで終了します。  
ありがとうございました。